

# 2027年4月から 新築等する大規模建築物に 太陽光発電の設置等が 義務付けられます

仙台市地球温暖化対策等推進条例が改正されました（令和8年3月12日公布）



1 大規模建築物（延べ面積2,000㎡以上）を  
新增改築する建築主が対象です

2 一定量以上の太陽光発電の導入や  
省エネ・断熱基準への適合が必要です

3 建築確認の申請前に、仙台市へ計画書の  
提出が必要です

制度の詳細は裏面をご覧ください。

# 1 延べ面積2,000㎡以上の大規模建築物を新增改築する 建築主が義務対象となります

- ※ 増改築にあっては、増改築する部分が2,000㎡以上の場合に対象
- ※ 延べ面積2,000㎡未満の中小規模建築物は、大手ハウスメーカー等を対象としています。詳しくは下記ホームページをご確認ください。

# 2 次の算定式で求めた基準量以上の太陽光発電を導入する 必要があります

設置基準量 (kW) = ①又は②の小さい方の面積 (㎡) × 0.15kW/㎡

- ① 建築面積の5%
- ② 建築面積から太陽光パネルの設置が困難な部分を除外した面積

※ 太陽光パネルの設置が困難な部分の具体的な内容など、詳しくは下記ホームページをご確認ください。

## 次の省エネ・断熱基準に適合する必要があります

	住宅	非住宅	
		事務所、学校、工場等	ホテル、病院、飲食店、集会所等
省エネ基準 (BEI)	▲20% (0.8以下)	▲40% (0.6以下)	▲30% (0.7以下)
断熱基準 (Ua値)	ZEH水準 (0.6以下)	-	-

# 3 2027年4月1日以降に、建築確認申請を行う場合は、 事前に仙台市へ計画書を提出する必要があります

※ 2027年3月31日までに建築確認申請が行われた建築物は、対象とはなりません。

・建築確認申請の21日前に計画書の提出が必要です。

※ 計画書の様式等は2026年秋頃に公表予定です。

問い合わせ先

仙台市 環境局 脱炭素経営推進課

Tel : 022-214-8057

Mail : kan007150@city.sendai.jp

仙台市ホームページ  
制度の詳細は  
こちら

